

地すべり防止工事に関する事業の実施に当たり、交付を受けていた国費率差額が交付対象外

1件 不当金額(支出) 347万円

1 交付金事業の概要

和歌山県は、平成29、30両年度に、防災・安全交付金(その他総合的な治水)事業として、日高郡由良町吹井地内において、地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事に関する事業として地すべり防止施設の新設等2事業を、事業費計4468万円(交付対象事業費計4339万円、交付金交付額計2516万円)で実施した。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(以下「負担特例法」)によれば、財政力指数^(注1)が0.46に満たない都道府県(以下「適用団体」)が、国の補助金等の交付を受けて、負担特例法に定める事業のうち「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(以下「政令」)で定める事業(以下「開発指定事業」)を実施する場合には、開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合(以下「通常国費率」)が引き上げられることなどとされている(通常国費率が引き上げられる割合を「引上率」、通常国費率が引き上げられることに伴う国の負担の増加額を「国費率差額」)。そして、政令によれば、開発指定事業とは、地すべり等防止法^(注2)に規定する地すべり防止工事に関する事業については、河川法に規定する一級河川及び二級河川の水系に属する河川の流域におけるものとされている。

また、社会資本整備総合交付金交付申請等要領等によれば、国費率差額の交付申請は、通常国費率による交付金の交付申請の翌年度に別途行うこととされている。国費率差額の申請額は、通常国費率を超える部分の額であり、既に交付した交付金の精算額(以下「交付金精算額」)に総務大臣から通知される引上率を乗じて得た額から、交付金精算額を減じた額に相当する額とされている。

(注1) 財政力指数　地方公共団体の財政力を示す指標。地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を、同法の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(注2) 水系・流域　「流域」とは降雨や降雪がその河川に流入する範囲のことをいい、同じ流域内にある本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼を総称して「水系」という。

2 検査の結果

同県は29年度において適用団体に該当していた。そして、同県は2事業が開発指定事業に該当するとして、2事業に係る通常国費率による29年度の交付金精算額計2169万円に引上率1.16を乗じて得た額から上記の交付金精算額を控除した額計347万円について、30年度に国費率差額として交付申請を行い、同額の交付を受けていた。

しかし、同県が作成した河川流域図によれば、2事業の実施箇所は一級河川及び二級河川の水系に属する河川の流域外にあることから、2事業は開発指定事業に該当するものではなかった。

したがって、2事業は、国費率差額の交付の対象とは認められず、これらに係る交付金347万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 国庫補助対象事業費	左に対する 国庫補助金等交付額	不当と認め る事業費 国庫補助対象事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
和歌山県	和歌山県	防災・安全交付 金(その他総合 的な治水)	平成 29、30	円 4468万 (4339万)	円 2516万	円 347万 (347万)	円 347万